

海外からのご帰国者(ご入国者)の引越作業について

この度は弊社の海外引越サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス対策として、海外からの全ての入国者に対して、14日間の経過観察(自宅待機等)が日本政府より要請されていることから、弊社におきましても、該当のお客様の引越作業実施にあたり、以下条件とさせていただきます。

お客様との対面サービスが中心となる弊社引越サービスを、今後も継続して安定的に提供させていただき、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●対象について

海外から日本へ入国されたすべてのお客様

●制約内容について

お客様の経過観察期間中における引越作業は控えさせていただきます。

経過観察期間: 日本ご入国日の翌日から数えて14日間

なお、玄関先でお渡し(お引取り)できる少量のお荷物についてはこの限りではありませんが、お客様との接触の機会をできるだけ低減いただきますようご配慮お願い申し上げます。

～経過観察期間中の行動制限緩和措置を利用し日本へ入国されたお客様について～**

入国後14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる措置を利用し日本へ入国されたお客様につきましては、以下条件を満たす場合、ご入国後14日を待たず作業をさせていただくことが可能ですので、事前にお申し出ください。

- ・海外出国前 72 時間以内の新型コロナウイルスの検査もしくは帰国時空港での検査において陰性であること
- ・受け入れ企業が発行する誓約書のコピーをご提出いただけること

また、作業時は以下3点につきましてご協力いただけますようお願い申し上げます。

- ・ソーシャルディスタンスの維持
- ・マスクの着用
- ・室内換気の維持

** 特定の対象国・地域との調整において、「誓約書」及び「本邦活動計画書」の提出等の条件の下、日本入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる政府の特例措置(ビジネスラック)及び、原則全世界の国・地域からの帰国・再入国を対象に、日本在住の日本人及び在留資格保持者がビジネス目的にて短期出張し、その際渡航先での隔離要請期間を除く滞在期間が7日以内の場合、「誓約書」及び「本邦活動計画書」の提出等の条件の下、日本入国後の14日間の待機緩和が認められる措置。